

平成29年12月15日

門真市議会議長

中道 茂 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度門真市一般会計補正予算（第4号）について）
- 2 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）中、所管事項
- 3 議案第59号 市道路線の認定について
- 4 議案第60号 市道路線の変更について
- 5 議案第62号 門真市総合計画条例の制定について
- 6 議案第63号 門真市空家等対策協議会条例の制定について
- 7 議案第64号 門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 8 議案第66号 門真市営住宅条例の一部改正について
- 9 議案第74号 門真市営住宅の指定管理者の指定について
（附帯決議を付す）
- 10 議案第67号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項
- 11 議案第70号 平成29年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 12 議案第75号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第7号）

審査日：平成29年12月7日（木）

○承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度門真市一般会計補正予算（第4号）について）

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4271万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560億7886万2000円とする。

（主な質疑と答弁）

問	10月の衆議院議員総選挙の期日前投票所は、台風等の影響で大変混雑したが、選挙管理委員会はどうのような対応をしたのか。
答	これまでの選挙においても、期日前投票所の混雑が予想される場合には、整理・誘導を行う応援職員を増員するなどの対応をしており、今回も同様の対応に加え、10月20日金曜日からは、受付用パソコンを1台ずつふやし、受付を2人体制から3体制とした。
問	受付人数をふやすなど今後の取り組みは。
答	受付人数の大幅な増員は、受け付けまでの迅速化が図られる反面、投票所内に選挙人が滞留し、投票管理者及び投票立会人の目が行き届かなくなり、選挙人の投票漏れや二重投票、その他の不正防止の監視等の機能が果たせなくなるおそれがあることから、慎重に判断すべきである。しかし、今回のように非常に多くの選挙人が来ると見込まれる場合には、整理券を発行するなど、さまざまな対策を検討していく。
問	混雑解消のため、入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷している市があるが、本市での実施予定は。
答	同宣誓書を印刷している市は、枚方市、寝屋川市、交野市、東大阪市等で実施され、同宣誓書はあらかじめ自宅等で記入できることから、受け付け時間の短縮には一定の効果があると聞いている。 本市での実施に向けては、システム改修や期日前投票の受け付け方法の変更、市民への十分な周知等の課題があると考えられるものの、投票率向上の方策として調査・検討していく。
問	衆議院議員総選挙の小選挙区の開票結果が出るまでに時間がかかっていたが、開票作業はどのような状況であったのか。
答	開票立会人の1人が投票用紙を1票ずつ点検したため、得票集計ができない状況となり、開票結果の発表までに時間がかかった。
問	1票ずつ点検した開票立会人から、何か指摘はあったのか。
答	投票用紙の記載内容について、1枚の投票用紙に政党名と候補者名が書いている場合は、無効ではないかとの指摘があった。
問	小選挙区の投票用紙に政党名と候補者名を書いている投票は無効になるのか。

〔答〕 投票の効力については、公職選挙法により開票立会人の意見を聞き、開票管理者が決定しなければならないと規定されているが、過去の判例から所属政党名と候補者名が書いてある投票は有効と判断している。

指摘があった投票用紙については、審査係で判例に照らし合わせ有効・無効の判断をし、開票立会人及び開票管理者の確認の上、適切に処理した。

〔問〕 今回の衆議院議員総選挙の開票終了時刻は。また、開票終了時刻が遅くなった過去の例は。

〔答〕 小選挙区の開票終了時刻は、午前2時40分であった。12年の衆議院議員総選挙においても、同様の理由により開票終了時刻は午前2時50分になった。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり承認

○承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）中、所管事項

(議案の内容)

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8082万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ563億5968万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

〔問〕 この専決処分は、旧六中体育館撤去工事等の入札が不調となり、29年度で終わる予定が30年度になるために行われたものであるが、同工事が入札中止となった経過は。

〔答〕 29年8月23日に入札公告を行い、29年9月15日に開札した結果、有効となる入札が2に満たなかったため、中止したものである。

〔問〕 有効となる入札が2に満たなかった要因は。

〔答〕 入札を行った業者全社が最低制限価格を下回ったためである。

〔問〕 最低制限価格を定める根拠は。

〔答〕 最低制限価格は、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により設けることができる制度であり、ダンピングなどによる粗悪工事を防止し、かつ適正な履行が困難であると認められるような価格による入札者を排除するなど、工事の適正な履行を確保することを目的に、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とするため、設定している。

〔問〕 27年度から最低制限価格の事後公表を試行実施しているが、試行実施前の事前公表時の最低制限価格による落札件数と全体に占める割合は。

〔答〕 事後公表の試行を行う前年の26年度では、電子入札システムによる一般競争入札39件中38件、約97%の案件が入札価格と最低制限価格が同額でのくじによる落札であり、この傾向が年々増加していた。

〔問〕 29年度の事後公表の件数と、そのうちくじの件数は。

〔答〕 今年度は事後公表29件で、そのうち落札が21件、中止が8件で、くじによる落札は2件であった。

問 最低制限価格の事後公表試行によるメリットは。

答 事前公表は最低制限価格と同額のくじによる落札が依然として多い状況であるが、現在、試行中の事後公表は入札価格にばらつきが見られ、最低制限価格と同額のくじによる落札が大幅に減少し、競争性を損ねる弊害を避けられていることから、事後公表による効果はあらわれているものと考えている。なお、事後公表については、今後、段階的に実施していきたいと考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり承認

○議案第62号 門真市総合計画条例の制定について

(議案の内容)

総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画の策定等に関し必要な事項を定める。

(主な質疑と答弁)

問 地方自治法の改正により総合計画の策定義務はなくなったが、第6次総合計画の策定に当たりその位置づけと考え方は。

答 総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を行うための本市にとって最も重要な計画として位置づけ、市の目指すべき姿や方向性を明確にした指針として、引き続き必要であると考えている。同計画は法的な位置づけ、策定義務はなくなったが、本条例において、引き続き位置づけを明確にしたいと考えている。

問 第5次総合計画との相違点は。

答 基本的な考え方に違いはないが、急激な人口減少社会における本市の持続的な発展を実現するため、地方創生総合戦略との関係性を考慮し、財源の根拠を持った、より実効性の高い計画とすることを検討している。

問 議会による議決の範囲を基本構想だけでなく、重要計画である基本計画も対象とすべきと考えるかどうか。

答 基本構想については、市と市議会が将来のまちづくりの展望及び方向性を共有し、一体的に行政サービスを推進するため、議決対象と考えている。

一方、基本計画については、基本構想に位置づけられた基本目標を達成するために、行政各分野における効果的な施策体系や指標等を位置づけるなど、執行機関としての考え方を明文化するものとして、議決の対象外と考えている。

まちづくりの根幹となる方向性を定める基本構想の内容については、可能な限り具体的に記載できるよう検討するとともに、基本計画部分についても、策定状況に合わせ、議員にも報告しながら進めたいと考えている。

問 他自治体の策定の有無や議決要件の状況は。

答 地方自治法改正後に計画期間が終了し、全面改定を行った府内14市町においては、全ての市町で総合計画を策定している。

議決の範囲については、6市1町が基本構想のみ議決しており、3市が基本構想及び基本計画を、3市1町は総合計画の議決をしていない。

問 総合計画審議会の委員構成は。

答 同審議会は、委員20名以内で組織するものとし、大学教員等の各専門分野に精通している学識経験者、公募市民等の市民の代表、警察署や保健所等の関係行政機関の職員による構成を考えている。

問 公募市民の選定方法等は。

答 18歳以上の市在住者もしくは在勤者を対象とし、ホームページや広報紙を通して広く呼びかけ、応募の際には400字程度の応募動機を提出してもらい、応募者が多数の場合には、選考による決定を考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第63号 門真市空家等対策協議会条例の制定について

(議案の内容)

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、門真市空家等対策協議会を設置する。

(主な質疑と答弁)

問 空家等対策協議会で協議する内容は。

答 空き家等の適切な管理や特定空き家等の措置、利活用等の方策について、門真市建築物等の適正管理に関する条例等も踏まえ協議するとともに、同協議会に専門部会を設置し、特定空き家等についての判断等を協議することを想定している。

問 同協議会の組織構成の想定は。

答 門真市空家等対策協議会条例の第3条において、「市長のほか、委員10人以内で組織する」とし、委員は学識経験者、市議会議員、市民の代表のほか、市長が必要と認める者で構成するとしている。学識経験者については、弁護士、宅地建物取引業者、建築士、社会福祉士等の資格を有している者や建築・都市計画を専門とする大学教授・教員、市議会議員については、地方議会の代表者等である正・副議長に依頼することを想定している。

問 空家等対策計画の進捗状況と今後の進め方は。

答 同計画の進捗状況としては、空き家等実態調査結果から空き家と判定された建物の所有者に対し、アンケート調査を行ったところであり、今後は同協議会において、実態調査結果やアンケート調査結果等、本市の実情を踏まえ、同計画の策定に向け協議を行っていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第74号 門真市営住宅の指定管理者の指定について

(議案の内容)

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
 - (1) 本町市営住宅
 - (2) 寿市営住宅
 - (3) 新橋市営住宅
- 2 指定管理者となる団体

門真市新橋町3番1の301号

門真都市開発ビル株式会社

代表取締役 岡本 茂俊

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問	日本管財株式会社が応募書類の提出締め切り時刻をわずかに超過して申請したとのことだが、それを証明する物はあるのか。また、その受け付け時に職員は誰も疑義を持たなかったのか。
答	受け付け時には都市政策課の職員3人が時刻超過を認識していることから、十分な証明になるものと考えている。 また、受け付け時に関係職員は疑義を持ったが、申請者から事前の電話連絡があったこと、よりよい提案を複数団体から受け付け審査したいという思いから裁量の範囲と考え、受け付けしたものである。
問	欠格事項に該当すると判断した経緯は。
答	応募書類受け付け時に一定、時刻超過の疑義があったものの、結果的には事務局の裁量として申請を受理し、応募団体2者として指定管理者候補者選定委員会で審査を行った。 同選定委員会の総合評価後、候補者を選定した答申を受け、候補者の決定をするに当たり、改めて応募資格、書類の不備等がないかを再確認した際に、受け付け時の時刻超過について、法的確認をすべきであるとの考えのもと、弁護士相談を行った。その結果、募集要項に記載している提出期限に対する市の裁量はないことが判明したため、募集要項10、申請者の資格(3)欠格事項エ「応募書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合」に該当するものと判断した。
問	今後、どのような対策を行うのか。
答	市役所事務改善事例集に掲載し、庁内周知に努めていきたいと考えている。
問	通常は第1次書類審査を終え、第2次審査へ進むものだと思うが、第1次・第2次審査を共通して採点することとなったのはなぜか。
答	募集要項では第1次審査で上位3者程度に絞り、第2次審査へ進むこととしていたが、今回の申請は2者であったため、第1次審査の際に、委員から第2次審査であるプレゼンテーション及び質疑応答を確認した後に審査をしてはどうかとの提案があり、委員会で承認されたためである。
問	募集要項に記載していること以上の事項を臨機応変に同選定委員会で決定すべきではないと考えるが、認識は。
答	募集要項については、第1回の同選定委員会で委員に確認してもらっているが、手続がより明確となるよう募集要項の表現方法について、今後十分に検討していきたいと考えている。
問	同選定委員会を欠席した委員がいたとのことだが、調整はできなかったのか。また、欠席によって同選定委員会の成立や審議に影響しなかったのか。
答	同選定委員会の開催日については、当初より委員受諾の上、決定されており、再度日程調整を試みたが、他の委員との調整がつかず、当該委員は欠席することとなった。

審議としては、委員全員の出席が望ましいものの、委員の過半数の出席があったため、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第10条の規定により、各回の同選定委員会は成立している。

なお、欠席委員には事前に申請書類を確認してもらい、欠席委員の専門分野の視点からの意見を他の委員の参考となるよう伝えたため、審議に影響はなかったものと考えている。

問 今回は結果的に有効な申請者が1者となっているが、当初から申請者が1者の場合でも、同選定委員会は開催するのか。また、仮に順位1位と2位で大きな得点の開きがあった場合でも、順位2位の申請者が候補者となるのか。

答 門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の各条文では、指定管理者の候補者を選定するに当たっては、選定委員会に諮問しなければならないとあり、公募による申請者が1者の場合でも選定委員会に諮問を行い、仕様書記載業務を適切に履行できると判断されれば、候補者として選定される。

また、仮に大きな得点の開きがあった場合でも、同業務を適切に履行できると判断されれば、次席候補者が市との優先交渉権者となる。

問 候補者団体からどのような特色ある提案がされたのか。また、これまで市が直営で管理していたときと比較して、どのような点がよくなるのか。

答 候補者として選定している団体の提案は、基本的な方針として地元企業の利点を生かし、地域と連携しながら地域活性化を図ることを挙げ、これまで市が実施することが困難であった単身高齢者等の見守り・安否確認サービス、月7回以上の草刈りの実施や週1回の施設巡回等、安心・快適な市営住宅環境が期待できるものであった。

また、災害時や漏水等の緊急的な修繕等の対応については、24時間365日体制で対応可能となるため、指定管理者による施設管理は入居者にとって、これまで以上に大きなメリットがあるものと考えている。

問 候補者による見守り・安否確認サービスなどの自主事業にかかる経費は、指定管理委託料に含まれているのか。

答 候補者による自主事業にかかる経費は、募集要項において独自の財源により実施するものと記載しており、同委託料には含まれていない。

問 同委託料に自主事業にかかる経費が含まれないことで、候補者本来の業務にしわ寄せがいき、業務全般の質が低下するのではないかと危惧するが、事業の維持はどのように担保されるのか。

答 自主事業に関しては、市と締結する協定書において具体的な内容を記載することで事業実施を担保する。また、門真市公の施設の指定管理者におけるモニタリングの指針に基づき、市は指定管理者から毎月提出される月次事業報告書等により業務の遂行状況を把握・確認し、状況に応じ改善指示を行う。さらに、総合評価として年度終了後には事業報告書、自己評価の結果を提出させ、協定事項等との水準に対する事業達成度、利用者満足度及び収支状況を評価し、必要に応じ改善の指導を行う。

これらのことから、自主事業も含め業務全般について、サービスの質が低下しないよう、継続した指導管理を図っていきたいと考えている。

問 指定管理者による個人情報の取り扱いについては慎重な対応が必要と考えているが、マイナンバーの取り扱いはあるのか。

答 入居者等が収入申告、入居、異動等届け出等の手続において、添付書類省略のため、マイナンバーを利用する場合は、指定管理者がマイナンバーを窓口確認する事務が生じることもある。

指定管理者による個人情報の取り扱いについては、必要最低限の範囲で行うこととし、協定書締結時において必要な事項を規定するとともに、法令に従い、本市と同等の安全管理措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っていく。

なお、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携は、行政機関等が利用主体となっていることから、実際に同システムを扱うこととなるのは市職員であり、指定管理者が直接アクセスすることはない。

(その他の質疑項目)・指定管理者選定委員会委員の選出基準について など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

(附帯決議)

審査の中で、選定委員会のあり方、住民サービスの確保、コンプライアンスなどについての様々な問題が提起され、課題が明らかとなったところである。

これらの状況を踏まえ、指定管理者の指定については、選定過程等の見直しも含めた検討を行うとともに、今後の選定手続においては、より慎重かつ適切に行えるよう措置を講じること。

○議案第67号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億8272万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553億7696万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【債務負担行為：第6次総合計画策定事業 1705万9000円】

問 第6次総合計画策定支援業務委託料は、高額であるが、算定の考え方は。

答 策定支援業務委託については、第6次総合計画の策定に必要な業務について、民間のノウハウを最大限に活用しつつ効果的に進めるとともに、事務の効率性向上に資するため、一定の業務を委託するものである。その基本的な考え方としては、総合計画は本市の置かれた現状を市民と共有しながら、本市独自の課題に対する議論を踏まえつつ、策定することが必要であると認識しているため、民間ノウハウを活用した方が効果的と考えられる必要最低限の範囲にすべきであると考えている。

このことから、委託料の見積りに際しては、総合計画策定に係る業務全般を洗い出し、本市職員で取り組むべき部分、市民とともに議論を深めるべき部分、委託とする部分についてそれぞれ精査し、委託部分については、人口推計や各種アンケート、視覚的に訴えられる効果的なデザインやレイアウト、印刷等、その範囲を絞り込んでいる。

また、見積もり徴取後においても、見積提示額をそのまま採用するのではなく、費用対効果を考慮した上で、市職員で対応可能な部分については、さらに見積額から削除し、改めて積算するなど、本市の厳しい財政状況を鑑み、費用の低減を図ったところである。この結果、

同委託料として、およそ2年間で約1700万円を計上し、プロポーザル方式により公募を予定している。

問 策定支援をコンサルティング業者に任せると、高額である割に、他市と同様なものになる懸念がある。

総合計画の策定は、職員が本市の将来について考え、議論を深めることができる絶好の機会ともなることから、策定費用の一部を使い、包括連携協定を締結する大学等とともに、研究・策定を進めてはどうか。

答 総合計画は、本市の現状と課題を把握し、今後の方向性を定めていくものであることから、策定に当たっては、多くの職員が議論にかかわり、それぞれ認識を深めることが必要であり、策定の時期がその絶好の機会になるものと考えている。

加えて、包括連携協定を締結する大学等についても、協定の趣旨を踏まえ、地域課題への対応等に関する意見をもらう場、また、ともに議論する場について調整・協議を図るなど、独自性の高い総合計画の策定を目指していきたいと考えている。

なお、策定費用については、より効果的な執行となるよう、さらなる検討を重ねていきたいと考えている。

【歳出：庁舎管理工事減額分 ▲7395万9000円】

問 門真市庁舎本館外壁改修工事の設計段階において、外壁仕上げ塗材にアスベストが検出されたが、その他の市有施設の含有の有無については把握しているのか。

答 外壁仕上げ塗材については、解体工事等を行う際に、アスベスト分析調査を実施しているが、市有施設全体におけるアスベスト含有の有無については把握していない。

問 市有施設への今後の対応は。

答 外壁仕上げ塗材については、これまで市が対策を講じてきた屋根裏等の吹きつけアスベストとは違い、石綿含有率は低く、直ちに飛散しないものとされている。

現在、解体時には飛散防止策をとるよう国から技術的助言により示されているものの、それ以外の方針は示されていないことから、引き続き、国や府の動向を注視し、明確な方針が示されれば、適切な対応を実施していきたいと考えている。

【歳入：社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1102万4000円】

問 社会保障・税番号制度システム整備費に対する補助金追加の理由は。

答 補正となった理由は二つあり、1点目は、情報連携の本格運用開始に向けた中間サーバーへのデータ登録作業に要する費用が新たに国庫補助の対象となったためである。

2点目は、29年7月に予定されていた年金機構との情報連携が延期されたため、システム改修費に係る補助金を一部留保されていたが、11月10日に年金機構との情報連携が閣議決定され、30年3月から開始することとなり、当該留保分の補助金が交付されることとなったためである。

問 マイナンバー制度の最新の状況は。

答 11月13日から情報連携の本格運用が開始されたほか、30年3月から年金機構との情報連携の開始が予定されている。

また、戸籍事務におけるマイナンバー利用に向けた法改正案が31年に国会提出される予定であると報道されているところである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第70号 平成29年度門真市公共下水道事業会計補正予算(第1号)

(議案の内容)

下水道事業収益は22万1000円追加し、38億4732万5000円とする。下水道事業費用は828万4000円減額し、36億9151万8000円とする。

資本的収入は1507万2000円追加し、41億1242万8000円とする。資本的支出は1107万円追加し、55億74万3000円とする。

(主な質疑と答弁)

問 29年度から企業会計となった公共下水道事業予算を補正する主な要因は。

答 29年度の予算編成時においては、29年3月31日をもって公共下水道事業特別会計を打ち切り、法適用移行への資産評価業務等が取り組み段階であったことに加えて、建設中の下水道施設等があったことから、29年3月31日までに完了予定の施設も取得資産に含めて資産評価し、固定資産予定額をもとに、減価償却費等の予算額を算定し、予算調製をしたものであったが、29年4月からの28年度公共下水道事業特別会計の決算調製において不明確であった決算が確定したことにより、減価償却費及び長期前受金のほか、これらを算定基礎とした財源調整等の所要の補正をするものである。

問 下水道施設等維持管理業務の概要は。

答 本業務は、門真市内全域において、下水道施設等の維持管理及び緊急を要する事故に対応するものであり、主な業務としては、下水道施設周辺の陥没等の補修、公共ます内の目地詰め、公共ますの蓋かえ、下水道施設の詰まり確認などの対応を24時間体制にて実施するものである。

問 上水道の維持管理業務とあわせて発注することになった理由は。

答 28年度まで下水道担当部署は本庁舎にあり、本業務における閉庁時での下水道に係る苦情等の処理過程については、市役所宿直室へ市民等による通報、宿直室より担当職員へ連絡、担当職員が現場確認、その後に業者の手配といった過程であったことから、最終処理までに時間を要することもあった。

しかし、29年度から下水道担当部署も泉町浄水場内へ統合されたことに伴い、従前より上水道事業が365日24時間体制で実施している維持管理業務委託と、下水道事業の同業務をあわせて発注することで、上水道と同様に緊急時にも、より迅速な苦情対応が可能となり、市民サービスの向上にもつながるものと考えたためである。

(討論) なし

(結果) 全員賛成で原案のとおり可決

このほか、議案第75号「平成29年度門真市一般会計補正予算（第7号）」は、採決に当たっては、反対の討論があったが、起立採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第59号、第60号、第64号及び第66号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第74号「門真市営住宅の指定管理者の指定について」に対する
附帯決議案

上記議案については、審査の中で、選定委員会のあり方、住民サービスの確保、コンプライアンスなどについての様々な問題が提起され、課題が明らかとなったところである。

これらの状況を踏まえ、指定管理者の指定については、選定過程等の見直しも含めた検討を行うとともに、今後の選定手続においては、より慎重かつ適切に行えるよう措置を講じること。

平成29年12月 7日 提出

総務建設常任委員会
委員長 後藤 太平 様

提出者

総務建設常任委員会

副委員長 福田 英彦

委員 武田 朋久

委員 岡本 宗城

委員 土山 重樹

委員 今田 哲哉

平成29年12月15日

門真市議会議長

中道 茂 様

民生常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第61号 くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 2 議案第67号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項
- 3 議案第68号 平成29年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第69号 平成29年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

審査日：平成29年12月8日（金）

○議案第61号 くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について

（議案の内容）

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施すること及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険事業の財政運営の責任主体が都道府県となることについて所要の改正を行うとともに、地域支援事業に係る関係市の負担金の負担割合等を変更することについて協議を行う。

（主な質疑と答弁）

問	今回のくすのき広域連合の規約改正は、介護保険法の一部改正に伴い、都道府県から市町村へ権限移譲される事務があると聞いているが、多くの事務を抱えている状況で、権限移譲に伴う事務量の増加に同広域連合として対応できるのか。
答	<p>今回、権限移譲を受ける事務は、居宅介護支援事業者の指定や指導監督等に関する事務であり、指定に関しては、事業所からの新規及び更新申請の際に、基準を満たしているかを確認・審査する事務である。また、指導・監督等に関しては、集団指導及び実地指導を計画的に行い、不正等を把握した際には、勧告・監査等を行うものであり、必要に応じ、指定の取り消しや効力停止等の事業所の処分等を行うものである。</p> <p>権限移譲に際し、構成市及び同広域連合において検討・協議した結果、同広域連合で事務を処理することが効率化につながることから、同広域連合にて権限移譲を受けるものとした。また、同広域連合では権限移譲に伴う対応として、事務局定数を4人増員し、29年度は構成市からの派遣職員各1人を担当として配置し、半年間、府の関係部局に研修派遣するなど、円滑な事務の開始に向けた準備が進められている。</p>
問	指定居宅介護支援事業者とは何か。
答	居宅介護支援事業者とは、一般的にケアマネジャーと言われる介護支援専門員が所属する事業者であり、指定基準を満たし、府知事が指定した事業者が指定居宅介護支援事業者である。また、介護支援専門員は、要介護者・要支援者からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービスを受けられるようにサービス事業者との調整等を行う者で、専門的知識・技術があるとして介護支援専門員証の交付を受けた者である。
問	同広域連合全体及び構成各市の居宅介護支援事業者数は。
答	29年12月1日現在、同広域連合全体で153事業者、門真市域で60事業者、守口市域で74事業者、四條畷市域で19事業者となっている。
問	権限移譲に伴い、国や府からの財政的支援はあるのか。
答	国や府からの財政的支援はない。
問	国保広域化に向けた調査研究に関する事務を削除することのことだが、これまでどのような事務

を行っていたのか。

答 同広域連合は、さまざまな広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限移譲の受け入れ態勢を整備するため施行された制度で、広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進するものである。

同広域連合においては、設立当初から介護保険関係事務と国民健康保険事業の広域化の調査研究に関する事務を広域で処理することとし、国保の広域化に向けた現状分析・課題の抽出等を行っていたが、今般、国民健康保険事業の財政運営の責任主体が都道府県となることから、同広域連合の処理する事務及び同広域連合の作成する広域計画の項目から当該事務を除くものである。

問 第1号事業の実施にかかる経費を構成市の実績割にするとのことだが、具体的にどう変わるのか。

答 今回の変更については、介護保険法の改正により、第1号事業である要支援認定を受けている人等のデイサービス及びホームヘルプサービスなどの介護予防・生活支援サービス関係経費が地域支援事業のいわゆる新しい総合事業に移ったことに伴う変更である。

具体には、28年度までは第17条関係の保険給付費関係経費として高齢者人口割100分の10及び保険給付費割100分の90の負担割合となっていたものを、地域支援事業関係経費の第1号事業分については、事業費割100分の100とすることから、各構成市における利用実態に即した負担となるものと考えており、例年どおり他事業と合わせて29年度事業費全体の精算を30年度に行っていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第67号 平成29年度門真市一般会計補正予算(第6号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億8272万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553億7696万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：自立支援医療公費負担事業 6358万8000円】

問 人工透析の医療費助成を受けている人数が年々増加しているとのことだが、26年度から29年度までの各年度末時点での助成人数は。

答 26年度末が187人、27年度末が215人、28年度末が248人、29年度が9月末時点で251人となっている。

問 人工透析に係る1人当たりの医療費は。

答 一月で約35万円、年間で420万円程度となる。

問 人工透析の医療費助成を受けている人数及びその医療費の今後の推移は。

答 人工透析は、一度治療を受け始めると、生涯にわたっての治療が必要となる。本市においては、人工透析の医療費助成を受けている人数は年々増加を続け、26年度末から28年度末ま

での3年間で61人の増加、医療費についても約2億5000万円の増加となっている。

生活習慣病である糖尿病に起因する糖尿病性腎症により、人工透析を受けている患者数が国全体で増加傾向にある。また、本市においては、国民健康保険の被保険者1000人当たりの人工透析患者数の割合は、国・府と比べ高い状況にあることから、今後も人工透析の医療費助成を受ける人数は増加し、同時に医療費も増加していくものと考えている。

問 人工透析患者とそれに伴う医療費の増加抑制への取り組みについては、今後も継続的に実施する必要があると思うが、国民健康保険事業における今後の新たな取り組みは。

答 第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画について、29年度末の策定に向けて作業を進めており、人工透析患者の増加抑制への取り組みも含む健康寿命の延伸及び医療費適正化に向けた保健事業を検討しているところである。

従来の取り組みに加え、レセプトデータなどをもとに抽出した糖尿病性腎症が疑われる未治療の被保険者に対し、保健師による医療機関の受診勧奨等の実施を検討している。また、糖尿病などの生活習慣病は、初期段階では自覚症状がないため、早期の予防対策が講じられるよう、特定健診未受診者に対し、より積極的な受診勧奨を行っていききたいと考えている。

【歳出：健診・各種がん検診等事業 15万5000円】

問 子宮がん及び乳がん検診無料クーポン券配布事業のこれまでの経緯は。

答 子宮がん及び乳がん検診無料クーポン券の配布については、21年度に国の女性特有のがん検診推進事業として開始され、子宮がんは20～40歳、乳がんは40～60歳の5歳刻みの年齢の女性を対象に25年度までの5年間、毎年新たな対象者に対して実施した。

26年度から28年度は、国の事業として実施され、それぞれの検診において、新たに対象者となる20歳及び40歳の女性と、これまでの対象者のうちの未受診者に対してクーポン券を配布した。

29年度についても国の事業として実施され、新たに対象者となる20歳及び40歳の女性のみクーポン券を配布した。

問 がん検診の受診率とクーポン券の利用率は。

答 子宮がん検診の受診率は、26年度17.1%、27年度9.6%、28年度7.9%、乳がん検診の受診率は、26年度13.1%、27年度8.2%、28年度7.1%である。

また、クーポン券の利用率については、子宮がん検診は、26年度9.4%、27年度7.9%、28年度7.4%、乳がん検診は、26年度7.2%、27年度8.8%、28年度10.7%である。

問 がん検診の受診率向上に向けた29年度及び今後の取り組みは。

答 29年度の取り組みについては、28年度に引き続き、かかりつけ医による検診の受診勧奨を行っているほか、新たな試みとして、自治会の回覧板の活用やがん検診に関するチラシを市内小・中学校を通じて保護者向けに配布した。また、各種保健事業やイベントなどの機会を利用して、がん検診に関する周知啓発を図るとともに、検診の受診を呼びかけている。

今後の取り組みとしては、引き続き、さまざまな機会を利用して周知・啓発に努めつつ、国や府が受診率向上に有効として推奨する個別受診勧奨等、効果的かつ効率的な方策について調査研究していききたいと考えている。

なお、それぞれのがん検診において年々受診率が減少しているところであるが、母数のと

り方が変化したことも大きな要因と考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第68号及び第69号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成29年12月15日

門真市議会議長

中道 茂 様

文教こども常任委員会

委員長 池田 治子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度門真市一般会計補正予算（第5号）について）中、所管事項
- 2 議案第65号 門真市立保育所条例等の一部改正について
- 3 議案第67号 平成29年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

審査日：平成29年12月11日（月）

○承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度門真市一般会計補正予算（第 5 号）
について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億8082万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ563億5968万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

問	旧第六中学校体育館撤去工事に伴う旧第六中学校運動広場グラウンドの市民利用への影響は。
答	工事の進捗により変更する場合もあるが、29年12月から30年 1 月まで及び30年 4 月 1 日から15日までナイター照明の利用を停止するほか、体育館撤去後、防球ネットを設置するため、30年 3 月に同グラウンドの一部の使用制限を 1 週間程度予定している。
問	同グラウンドの利用状況及びナイターの時間帯の利用状況は。
答	29年 4 月から11月の平均利用率は、平日は54.5%、土曜・日曜・祝日は71.2%で、そのうち、ナイターの時間帯の平均利用率は、平日79.1%、土曜・日曜・祝日が53.2%である。
問	工事期間については、どのように市民に周知したのか。
答	市ホームページを通じた公共施設予約システムのトップページや、同グラウンドに文書を掲示するなどして周知しており、今後も工事の進捗に合わせ、市広報等を通じて周知していきたいと考えている。
問	工事における安全対策は。
答	工事車両が市庁舎本館と別館の間の通路を通ることから、交通誘導の警備員を通常の工事より多く配置しているほか、工事区画と利用者の利用区画を区分けするために工専用フェンスを設置するなどの対策を実施している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり承認

○議案第 67 号 平成 29 年度門真市一般会計補正予算（第 6 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9 億8272万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ553億7696万8000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：安心こども基金特別対策事業費補助金減額分

△10億6330万1000円

民間保育所施設整備事業臨時補助金返還金減額分	△400万円
民間保育所緊急整備事業補助金返還金減額分	△1228万5000円
民間保育所等整備助成事業債減額分	△8390万円
歳出：保育定員拡充事業	
保育所等整備補助金減額分	△11億6526万2000円
平成28年度保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金返還金	233万円】

問	保育定員拡充事業に係る今回の補正予算の内容は。
答	民間保育所等が行う施設整備において、複数の事業者の整備計画に変更が生じたことにより、29年度内での保育所等整備補助金の交付が不可能となったことから、保育所等整備補助金及び過年度国府補助金返還金の歳出予算を減額するとともに、歳入予算である保育所等整備交付金、安心こども基金特別対策事業費補助金及び市債等についても減額等するものである。
問	整備計画変更に伴う影響と今後の対応は。
答	<p>整備計画変更に伴う影響として、門真市子ども・子育て支援事業計画において30年4月に拡充を見込んでいた保育定員数の確保が1年延びるものの、計画を1年前倒しした小規模保育事業所の新規開設により、30年4月には0歳児から2歳児までの44人の保育定員の確保を見込んでいる。</p> <p>さらに、待機児童対策として、企業主導型保育事業も効果的であると考え、市ホームページにおいて、整備や運営費補助に関する情報の提供を行うとともに、中小企業サポートセンターなどを通じ、市内企業へ案内チラシを配布するなど取り組んできた。その結果、29年9月に1事業所が事業を開始し、30年4月までに新たに3事業者が開始予定であり、合計で49人の保育定員の確保が見込まれている。</p> <p>今後、新たな保育需要も見込まれるが、待機児童解消に向け、引き続き、企業主導型保育事業の周知も図りつつ、保育定員拡充事業においては、事業者と早期の整備に向けた調整等を行いながら、門真市子ども・子育て支援事業計画が終了する31年度末までに、予定した保育定員の確保に引き続き努めていく。</p>
問	保育士確保に向けた本市の優遇措置は。
答	産休・育休からの復帰支援の取り組みとして、市内の保育施設で働く保育士等が保護者である場合、保育の申し込みに際し、利用調整時に点数を加点している。
問	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助金の返還金の内容は。
答	保育定員拡充事業において、認可外保育所の認可に伴う整備を行った補助金の返還である。
問	29年10月1日時点の待機児童の状況は。
答	0歳児90人、1歳児42人、3歳児1人、4歳児2人の計135人である。なお、2歳児及び5歳児については、待機児童は発生していない。
問	市内の小規模保育事業の利用状況は。
答	現在、市内に小規模保育事業所は5カ所あり、29年11月1日時点の全体の利用状況は、0歳児11人、1歳児33人、2歳児17人となっている。0・1歳児は定員を満たしているが、2歳児は、定員に対して10人のあきがある状況である。

また、待機児童の発生していない2歳児は、小規模保育事業所以外の施設においても若干名のあきが発生している状況である。

問 小規模保育事業所の定員にあきが出ることで、園の運営に影響が生じることも考えられるが、市の対応は。

答 利用可能枠にあきが発生している場合、面積基準や保育士の配置基準を満たしているか、進級時の受け入れに支障がないかなどを確認した上で、待機児童が発生している他の年齢の児童の受け入れを提案するなど、施設と常にきめ細かな調整を行っている。

【歳出：学校施設営繕事業 700万円】

問 補正予算の内容は。

答 29年度の小学校のエアコンの修繕料が28年度と比較して約700万円増加しており、他の施設修繕に支障を来すことから、同額を増額補正するものである。

問 小・中学校のエアコンの設置状況及び契約内容は。また、契約の中に修繕料は含まれていないのか。

答 市内の小・中学校のエアコンについては、17年度から19年度までの3カ年で順次リース契約を締結し、全小・中学校に設置した。

同契約は、13年をリース期間とし、エアコンの定期清掃及び点検は業務に入っているものの、修繕に係る費用負担については、市の負担となっている。

問 今後、リース期間が満了となるエアコンについて、どのように考えているのか。

答 当該エアコンのリース契約については、29年度から順次リース期間満了を迎えることとなるが、今後もエアコンを安定的に稼働させつつ、財政にも負担がかからないような機器の維持管理手法を調査研究していきたいと考えている。

【歳出：認定こども園総合管理業務委託料 11万4000円】

問 砂子みなみこども園整備事業に係る総合管理業務委託料の補正の内容は。

答 29年度については、園舎の完成予定である2月から4月の開園までのうち、駐輪場の整理等については内覧会等の実施予定日の1日分、園舎内の清掃等の業務については内覧会等の実施前後7日分の費用を見込んでいる。

なお、30年度以降の業務内容等については、朝夕の登降園で混雑する時間帯に駐輪場の整理等を行うこと、園舎内の清掃及び軽微な修繕等を含む業務は多くの園児が降園後の時間帯で作業すること、空調設備・窓ガラスの清掃や突発的な修繕等についても随時対応することなどを規定していく予定である。

問 委託業者の選定方法や人員数等、今後の予定は。

答 業者選定の方法は入札とし、業務内容等を仕様書で示し、対応し得る従事者の配置とともに、指揮監督する責任者の選任を求めていく。

なお、委託期間は、30年2月から3年間の長期継続契約を予定している。

【債務負担行為：浜町保育園園舎耐震補強事業平成29年度～平成30年度 限度額1億5527万5000円】

問 浜町保育園の耐震補強工事のこれまでの経緯は。

答 28年8月に業者より耐震診断結果に基づく耐震補強計画案の提示があり、当初の想定以上に工事範囲が広がったことで、28年度中の耐震補強工事実施設計の完了が困難となった。そのため、29年第1回定例会において実施設計に係る費用を減額し、29年度当初予算に計上を行い進めてきた。今般、耐震補強工事に係る実施設計が一定完了したことにより、30年度中の工事完了に向け、仮園舎借上料及び工事監理業務委託料の債務負担行為を予算計上したものである。

問 旧浜町幼稚園跡地に仮園舎を設置することとした経緯は。

答 工事の規模及び工事期間中の園児の安全性を考慮すると、別敷地に仮園舎を設置し耐震補強工事を行う必要があることが判明したことから、仮園舎の場所についての検討を重ねた結果、保護者の利便性や費用面等を考慮し、現園舎付近で市有地である旧浜町幼稚園跡地に仮園舎を設置することとしたものである。

問 園舎耐震補強工事に係る近隣住民や保護者への説明は。

答 在園児童の保護者については、11月下旬に園より同工事の必要性や工事期間、仮園舎の場所等、現時点で判明している内容の通知文を配付したところであり、30年度入所を希望する保護者についても、今後、文書による周知を図っていく予定である。
また、近隣住民については、同工事の施工業者が決定し、詳細な工期や工法等が判明した際に説明を行う予定としている。

問 同工事の実施に当たり、園舎の建てかえなど、定員増加策の検討はしたのか。

答 本市の待機児童は0歳児から2歳児を中心に発生しており、現在、小規模保育事業の新規開設や既存事業者の定員拡充により、待機児童の解消に向けた取り組みを進めているところである。
一方で、浜町保育園の耐震化の検討に当たっては、園児の安心・安全な保育環境を可能な限り早急に確保することを念頭に、費用対効果も含め、より現実的な実施方法を検討してきた。
その結果、耐震化完了までに要する期間やより有利な起債の活用を含めた財源確保等を総合的に勘案し、同工事を実施するとの方向性を決定したものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第65号は、理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。